(証券コード2060)
平成30年６月８日

株　主　各　位

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2
フィード・ワン株式会社
取締役社長　山　内　孝　史

第４期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第４期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時20分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月28日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　横浜市西区高島二丁目13番12号　崎陽軒本店４階
　　（末尾株主総会会場ご案内図参照）
３．会議の目的事項
　報 告 事 項　　１．第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
　　事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
　　計算書類報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　　剰余金処分の件
　第２号議案　　定款一部変更の件
　第３号議案　　取締役８名選任の件
　第４号議案　　監査役２名選任の件
　第５号議案　　補欠監査役１名選任の件
　第６号議案　　取締役に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

以　上

【議決権行使書用紙のご持参について】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1．連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.feed-one.co.jp/）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがいまして、添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

2．添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.feed-one.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）のわが国経済は、企業業績は緩やかな回復基調が継続しており、所得・雇用環境も改善傾向で推移しております。一方で、国内における労働力人口の減少の問題、世界経済においては米中の貿易問題による緊張感の高まり等もあり今後の経済動向については不透明な状況にあります。

飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしは８月に大きく値を下げた以降は一定の価格幅で推移しましたが、大豆粕が天候の影響により高値傾向となったこと等から原料価格は期の後半にかけて値を上げる展開となりました。

畜産物につきましては、豚肉相場は期を通じて高値傾向で推移しました。一方、牛肉相場は期を通じて前年対比で値を下げる展開となりました。なお、鶏卵相場は比較的安定して推移しました。

こうした環境にあって、当社グループは３ヶ年の中期経営計画の達成に向けて、原料調達・生産体制の合理化、畜産・水産生産者へ供給する製品の品質・サービスの向上、コスト低減などの取り組みを進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2,075億６千２百万円（前年同期比0.2％減）、営業利益は37億６百万円（前年同期比23.3％減）、経常利益は41億３百万円（前年同期比20.0％減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は29億7千1百万円（前年同期比24.5％減）となりました。

事業部門別の業績の状況は次のとおりであります。

飼 料 事 業

飼料事業では、新製品の積極的な市場投入による販売数量の拡大及びコスト低減の継続に努め畜産飼料は増益となったものの、水産飼料において期中における原料価格の上昇等により収益環境が悪化したことに加え、平成29年４月から稼働の水産飼料専用工場である北九州工場への製造移管コスト及び期中に旧関西工場の閉鎖決定に伴う費用が発生したこと等から、売上高は1,512億４千万円（前年同期比1.2％増）となり、営業利益は50億９百万円（前年同期比15.5％減）となりました。

食 品 事 業

食品事業では、関連子会社の売却や一部商品の商流の見直し等を行い、売上高は535億５千７百万円（前年同期比3.4％減）となりました。営業利益は豚肉の畜産物相場の高値傾向継続による仕入原価上昇もあり、７億５千４百万円（前年同期比14.4％減）となりました。

そ の 他 事 業

特約店、畜産・水産生産者への畜水産機材等の販売により、売上高は27億６千４百万円（前年同期比6.1％減）、営業利益は３億４千５百万円（前年同期比5.4％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、北九州畜産工場（仮称）建設にかかる土地の取得のほか、飼料事業部門及び食品事業部門における製造設備更新工事や合理化工事等を行ったこと及び設備の除却等により設備投資等の総額は64億４千８百万円であります。

なお、当連結会計年度において固定資産の譲渡（関西工場土地）にかかる売買契約を締結しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として当連結会計年度において取引金融機関９行と、総額65億円のシンジケートローン契約を締結いたしました。（借入実行は平成31年11月29日以降）

なお、本件は北九州畜産工場（仮称）の建物建築、機械設備等の購入・製作に係る必要資金の一部として充当いたします。

(4) 対処すべき課題

飼料畜水産業界においては、TPPやFTA等の貿易施策、国内における人口の減少及び少子高齢化の懸念等により不透明な状況が続いております。一方で、インバウンドの活発化や海外における日本食の評価上昇もあり、安心・安全で美味しい国産の畜水産物に関する需要も高まっており、高品質の配合飼料を安定的に供給する体制も求められております。

そのような環境で当社グループは、平成30年度から平成32（2020）年度にわたる３ヶ年の中期経営計画に基づき、畜産飼料事業、水産飼料事業、食品事業、海外事業を４本柱とする収益の最大化に向けた基盤の更なる強化を目指して取り組んでまいります。

飼料事業におきましては、平成32（2020）年４月竣工予定の畜産飼料専用工場の北九州畜産工場（仮称）の新設を決定し、隣接する水産飼料専用工場である北九州工場と原料調達等を協働することによる相乗効果で競争力の強化を進めてまいります。

食品事業におきましては、更なる成長と効率化を実現するため、食品事業のグループ内事業再編を行うとともに、飼料メーカーの特性を活かしたブランド畜産物の商品開発にも取り組んでまいります。また、海外事業の早期の収益基盤の確立のため必要な設備投資を行い販売力強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第１期 (平成26年度)	第２期 (平成27年度)	第３期 (平成28年度)	第４期 (平成29年度)
売上高　(百万円)	167,028	228,903	207,920	207,562
経常利益　(百万円)	2,809	3,734	5,131	4,103
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	1,906	2,308	3,937	2,971
１株当たり当期純利益　(円)	12.41	11.71	19.98	15.08
総資産　(百万円)	90,827	82,688	79,904	87,257
純資産　(百万円)	26,309	27,298	30,968	33,304

(注) １．第４期の状況につきましては、前記 (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
２．第１期の連結経営成績は、日本配合飼料株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結経営成績を基礎に、協同飼料株式会社及びその他の関係会社の平成26年10月１日から平成27年３月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

(6) 重要な子会社の状況（平成30年３月31日現在）

会社名	主な事業内容
ゴールドエッグ株式会社	鶏卵の加工販売
株式会社横浜ミートセンター	食肉の加工販売
フィードグローブ株式会社	飼料、畜産物等の仕入販売
北九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
鹿島フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
南九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
三河畜産工業株式会社	食肉の加工販売

(7) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業部門	事業の内容
飼料事業	飼料の製造、加工並びに販売
食品事業	畜水産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	畜水産機材等の販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市神奈川区	四国支店	香川県高松市
研究所	福島県田村郡小野町	北九州支店	福岡県福岡市博多区
道東支店	北海道釧路市	南九州支店	宮崎県都城市
道央支店	北海道札幌市中央区	石巻工場	宮城県石巻市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	鹿島工場	茨城県神栖市
関東支店	茨城県神栖市	名古屋工場	愛知県名古屋市港区
中部支店	愛知県名古屋市港区	知多工場	愛知県知多市
関西支店	岡山県倉敷市	北九州工場	福岡県北九州市若松区

(注) 関西工場は平成30年１月31日をもって閉鎖しております。

② 重要な子会社の所在地

会社名	所在地
ゴールドエッグ株式会社	大阪府八尾市
株式会社横浜ミートセンター	神奈川県横浜市神奈川区
フィードグローブ株式会社	北海道岩見沢市
北九州フィードワン販売株式会社	熊本県熊本市北区
鹿島フィードワン販売株式会社	茨城県石岡市
南九州フィードワン販売株式会社	宮崎県都城市
三河畜産工業株式会社	愛知県豊田市

(9) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団（連結）

従業員数	前連結会計年度末比
921名（413名）	31名（△49名）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社（単体）

従業員数	前事業年度末比
494名（59名）	△１名（△12名）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成30年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	3,540百万円
農林中央金庫	2,360百万円
株式会社みずほ銀行	1,910百万円
株式会社三井住友銀行	1,405百万円
三井住友信託銀行株式会社	975百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　500,000,000株

② 発行済株式の総数　197,385,640株

③ 株主数　18,356名（前期末比 136名減）

④ 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
三井物産株式会社	49,192千株	24.96%
有限会社大和興業	5,734千株	2.91%
株式会社横浜銀行	5,578千株	2.83%
ケイヒン株式会社	5,235千株	2.66%
東京海上日動火災保険株式会社	4,287千株	2.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,218千株	2.14%
農林中央金庫	4,202千株	2.13%
朝日生命保険相互会社	4,019千株	2.04%
株式会社みずほ銀行	3,603千株	1.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,125千株	1.59%

(注) 1. 大株主は平成30年３月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は自己株式（332,996株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

氏　　名	地位、担当及び重要な兼職の状況
弦　巻　恒　三	代表取締役会長
山　内　孝　史	代表取締役社長
野　口　　隆	取　締　役　(専務執行役員　管理本部長　兼　品質保証部管掌)
齋　藤　俊　史	取　締　役　(専務執行役員　食品事業本部長)
畠　中　直　樹	取　締　役　(専務執行役員　飼料事業本部長　兼　研究所管掌)
鈴　木　庸　夫	取　締　役　(常務執行役員　経営企画部長)
岡　田　康　彦	取　締　役　(弁護士法人北浜法律事務所代表社員) (国際石油開発帝石㈱社外取締役)
石　塚　章　夫	取　締　役　(中浦和法律事務所代表弁護士)
名古屋　　裕	取　締　役　(三井物産㈱食料本部長補佐) (United Grain Corporation Chairman of the Board)
臼　杵　静　雄	常勤監査役
熊　谷　和　彦	常勤監査役
矢　野　栄　一	常勤監査役
椿　　勲	監　査　役　(㈱椿総合経営研究所代表取締役) (㈱キタムラ監査役)

(注) 1. 平成29年６月29日開催の第３期定時株主総会において鈴木庸夫及び名古屋裕の両氏が取締役に、矢野栄一氏が監査役にそれぞれ新たに選任され就任しております。
2. 平成29年６月29日開催の第３期定時株主総会終結の時をもって監査役吉村博美氏は辞任により退任しております。
3. 取締役岡田康彦、石塚章夫及び名古屋裕の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役矢野栄一及び椿　勲の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役岡田康彦及び石塚章夫並びに監査役椿　勲の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. 監査役椿　勲氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　　締　　役	12名	216百万円
（うち社外取締役）	（４名）	（18百万円）
監　　査　　役	５名	59百万円
（うち社外監査役）	（３名）	（22百万円）

(注)　上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係

・取締役岡田康彦氏は、弁護士法人北浜法律事務所の代表社員であります。
なお、当社と同弁護士法人との間に顧問契約等特別の関係はありません。

・取締役名古屋裕氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産㈱の業務執行者（使用人）であります。
三井物産㈱は当社の主要株主であり、当社と同社の間には原料等の取引関係があります。

・監査役椿　勲氏は、㈱椿総合経営研究所の代表取締役であります。
なお、当社と同社との間に取引等特別の関係はありません。

②　他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役岡田康彦氏は、国際石油開発帝石㈱の社外取締役であります。
なお、当社と同社の間に特別の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	区　　分	主 な 活 動 状 況
岡 田 康 彦	社外取締役	18回の取締役会のうち17回に出席し、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
石 塚 章 夫	社外取締役	18回の取締役会のすべてに出席し、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
名古屋　　裕	社外取締役	選任後開催された14回の取締役会のうち13回に出席し、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
矢 野 栄 一	社外監査役	選任後開催された14回の取締役会及び12回の監査役会のすべてに出席し、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
椿　　勲	社外監査役	18回の取締役会のうち16回及び19回の監査役会のうち18回に出席し、適宜、質問をするとともに意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。

③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。

④ 内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。

⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。

⑥　コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
⑦　当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
②　当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
③　当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
②　当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社的リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
②　意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
③　当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
②　業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の事務局を総務人事部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務人事部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。

② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

・業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を原則として月１回以上開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月１回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は11回、経営会議は18回、取締役会は18回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会に定期的に報告するとともに、監査役、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては４回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、社外監査役及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

・リスク管理体制

当社は、「コンプライアンス委員会」でリスクを共有するとともに、当社事業上発生するリスクを社内諸規程及び「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

・監査役の監査の実効性確保

当社の監査役会は、社内監査役２名、社外監査役２名で構成されております。

当事業年度において監査役会は19回開催され、当社及びグループ各社の往査を38ヶ所実施いたしました。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査役及び社外監査役はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査役と代表取締役は監査役（会）への報告体制等の整備について、監査役の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査役への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査役の監査の実効性を確保しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第１項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25％以上を目標といたします。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

なお当事業年度につきましては、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、普通配当１株当たり４円50銭として当社第４期定時株主総会に議案上程する予定であります。

連結貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**51,011**	**流動負債**	**47,623**
現金及び預金	2,805	支払手形及び買掛金	26,384
受取手形及び売掛金	33,854	短期借入金	13,843
電子記録債権	1,408	リース債務	50
商品及び製品	1,646	未払法人税等	540
原材料及び貯蔵品	8,393	賞与引当金	781
動物	453	その他	6,023
繰延税金資産	269	**固定負債**	**6,328**
その他	2,295	長期借入金	3,647
貸倒引当金	△115	リース債務	96
固定資産	**36,245**	繰延税金負債	258
有形固定資産	**25,818**	役員退職慰労引当金	48
建物及び構築物	7,268	環境対策引当金	27
機械装置及び運搬具	7,291	退職給付に係る負債	1,962
土地	7,109	資産除去債務	39
リース資産	137	その他	250
建設仮勘定	3,358	**負債合計**	**53,952**
その他	652	（純資産の部）	
無形固定資産	**388**	**株主資本**	**31,895**
その他	388	**資本金**	**10,000**
投資その他の資産	**10,038**	**資本剰余金**	**10,481**
投資有価証券	8,628	**利益剰余金**	**11,452**
長期貸付金	510	**自己株式**	**△38**
破産更生債権等	1,156	**その他の包括利益累計額**	**985**
繰延税金資産	120	**その他有価証券評価差額金**	**1,166**
その他	647	**繰延ヘッジ損益**	**15**
貸倒引当金	△1,024	**為替換算調整勘定**	**△103**
		退職給付に係る調整累計額	**△93**
		非支配株主持分	**423**
		純資産合計	**33,304**
資産合計	**87,257**	**負債及び純資産合計**	**87,257**

連結損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（百万円）

科目		金額
売上高		**207,562**
売上原価		183,629
売上総利益		**23,932**
販売費及び一般管理費		20,225
営業利益		**3,706**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	160	
備蓄保管収入	139	
持分法による投資利益	153	
その他	285	738
営業外費用		
支払利息	144	
支払手数料	91	
その他	107	342
経常利益		**4,103**
特別利益		
固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	117	
補助金収入	267	442
特別損失		
固定資産売却損	38	
固定資産除却損	76	
減損損失	92	
子会社株式売却損	49	
工場閉鎖損失	83	339
税金等調整前当期純利益		**4,205**
法人税、住民税及び事業税	730	
法人税等調整額	466	1,197
当期純利益		**3,008**
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,971**

連結株主資本等変動計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	10,481	9,438	△37	29,882
当期変動額					
剰余金の配当			△886		△886
親会社株主に帰属する当期純利益			2,971		2,971
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
持分法の適用範囲の変動			△70		△70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	0	2,013	△0	2,013
当期末残高	10,000	10,481	11,452	△38	31,895

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	844	△13	△9	△122	699	386	30,968
当期変動額							
剰余金の配当							△886
親会社株主に帰属する当期純利益							2,971
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
持分法の適用範囲の変動							△70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	322	28	△94	29	285	37	323
当期変動額合計	322	28	△94	29	285	37	2,336
当期末残高	1,166	15	△103	△93	985	423	33,304

貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**45,878**	**流動負債**	**40,877**
現金及び預金	539	買掛金	24,924
受取手形	7,099	短期借入金	9,327
売掛金	26,070	リース債務	13
商品及び製品	1,391	未払金	977
原材料及び貯蔵品	8,204	未払費用	2,061
前渡金	172	未払法人税等	381
前払費用	588	預り金	2,570
繰延税金資産	162	賞与引当金	616
未収金	804	その他	4
短期貸付金	1,139	**固定負債**	**3,649**
その他	20	長期借入金	1,400
貸倒引当金	△315	リース債務	24
固定資産	**29,347**	繰延税金負債	271
有形固定資産	**17,924**	退職給付引当金	1,552
建物及び付属設備	3,350	関係会社事業損失引当金	110
構築物	573	環境対策引当金	27
機械及び装置	5,487	資産除去債務	35
車輌及び運搬具	14	その他	227
工具器具及び備品	324	**負債合計**	**44,527**
土地	4,892		
リース資産	35	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,243	**株主資本**	**29,578**
その他	1	**資本金**	**10,000**
無形固定資産	**175**	**資本剰余金**	**12,650**
借地権	1	資本準備金	2,500
ソフトウェア	147	その他資本剰余金	10,150
その他	27	**利益剰余金**	**6,968**
投資その他の資産	**11,246**	その他利益剰余金	6,968
投資有価証券	5,667	繰越利益剰余金	6,968
関係会社株式	4,032	**自己株式**	**△40**
出資金	77	**評価・換算差額等**	**1,120**
長期貸付金	479	**その他有価証券評価差額金**	**1,104**
関係会社長期貸付金	633	**繰延ヘッジ損益**	**15**
破産更生債権等	811	**純資産合計**	**30,698**
長期前払費用	44		
その他	363		
貸倒引当金	△863		
資産合計	**75,226**	**負債及び純資産合計**	**75,226**

損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（百万円）

科目		金額
売上高		**183,938**
売上原価		165,371
売上総利益		**18,567**
販売費及び一般管理費		15,828
営業利益		**2,738**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	183	
備蓄保管収入	139	
その他	173	496
営業外費用		
支払利息	101	
その他	186	287
経常利益		**2,946**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	117	
子会社株式売却益	50	
関係会社事業損失引当金戻入額	74	
補助金収入	267	517
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産除却損	13	
減損損失	42	
関係会社貸倒引当金繰入額	37	
工場閉鎖損失	83	183
税引前当期純利益		**3,280**
法人税、住民税及び事業税	446	
法人税等調整額	408	854
当期純利益		**2,426**

株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	2,500	10,150	12,650	5,428	5,428	△39	28,039
当期変動額								
剰余金の配当					△886	△886		△886
当期純利益					2,426	2,426		2,426
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	1,539	1,539	△0	1,539
当期末残高	10,000	2,500	10,150	12,650	6,968	6,968	△40	29,578

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	805	△13	792	28,832
当期変動額				
剰余金の配当				△886
当期純利益				2,426
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	298	28	327	327
当期変動額合計	298	28	327	1,866
当期末残高	1,104	15	1,120	30,698

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

フィード・ワン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片岡久依　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野雅史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鴫原泰貴　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の平成29年４月１日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

フィード・ワン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片岡久依　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野雅史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鴫原泰貴　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに往査を実施いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

フィード・ワン株式会社 監査役会

常勤監査役　臼杵静雄　㊞

常勤監査役　熊谷和彦　㊞

常勤社外監査役　矢野栄一　㊞

社外監査役　椿　勲　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への安定的な利益還元を重視しつつ業績に対応した配当を行うことを基本とするとともに、長期的な経営基盤の維持・強化を図る方針であります。

つきましては、財務状況、配当性向等を総合的に勘案し、第４期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき、普通配当金４円50銭とし、総額886,736,898円といたしたいと存じます。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１. 提案の理由

経営責任の明確化及び今後の経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、定款に所要の修正を行うものであります。

２. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は修正箇所です）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条から第21条　（条文省略）	第１条から第21条　（現行どおり）
（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各１名選定する。	（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。
第23条から第50条　（条文省略）	第23条から第50条　（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。現状において当社取締役会が迅速な意思決定ができる適正な規模と考え取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

番号	氏　名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山内（やまうち）　孝史（たかし） 昭和30年７月20日生	昭和55年 ４月　三井物産㈱入社 平成10年 ４月　同社食料本部飼料畜産部 飼料穀物グループ主席 平成13年10月　同社食料本部飼料畜産部 飼料穀物室長 平成18年 ４月　同社食料・リテール本部 飼料畜産部長 平成18年 ６月　日本配合飼料㈱取締役 平成20年 ３月　三井物産㈱食料・リテール本部 食料・リテール業務部長 平成21年 ４月　同社食料・リテール副本部長 平成24年 ４月　同社食品事業副本部長 平成24年 ６月　日本配合飼料㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社代表取締役社長　現在に至る	85,674株
	[取締役候補者とした理由] 山内孝史氏は、三井物産㈱に入社後、主に食品・飼料穀物部門に携わった後、日本配合飼料㈱及び当社において代表取締役を務めており、飼料畜水産業界に精通していることから、当社グループ全体の経営をリードし、業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	野口（のぐち）　隆（たかし） 昭和31年６月24日生	昭和54年 ４月　㈱横浜銀行入行 平成12年 ５月　同行上大岡支店長 平成18年 ４月　同行執行役員 平成22年 ４月　同行常務執行役員 平成23年 ６月　同行取締役常務執行役員ブランド戦略本部、営業統括部、事務統括部担当 営業本部長 ブランド戦略本部長　ブロック営業本部統括 平成24年 ５月　協同飼料㈱顧問 平成24年 ６月　同社取締役専務執行役員 平成26年10月　当社取締役専務執行役員 平成29年 ６月　当社取締役専務執行役員管理本部長 兼品質保証部管掌　現在に至る	74,010株
	[取締役候補者とした理由] 野口　隆氏は、金融機関における幅広い業務経験及び財務・会計上の知見を踏まえ、当社グループの経営管理・運営の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

番号	氏　名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	畠中直樹（はたなかなおき） 昭和33年５月13日生	昭和56年４月　日本配合飼料㈱入社 平成16年１月　同社関東支社営業部長 平成22年４月　同社執行役員 平成24年６月　同社取締役 平成25年７月　同社常務取締役、飼料事業本部長 平成26年10月　当社取締役 平成27年10月　当社取締役常務執行役員 平成28年４月　当社取締役専務執行役員 平成29年４月　当社取締役専務執行役員飼料事業本部長 兼研究所管掌　現在に至る	14,569株
	[取締役候補者とした理由] 畠中直樹氏は、主に営業部門に携わり、日本配合飼料㈱において飼料事業を統括してきた実績とこれまでの豊富な営業経験を踏まえ、当社飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	鈴木庸夫（すずきつねお） 昭和32年３月２日生	昭和55年４月　三井物産㈱入社 平成21年６月　サンエイ糖化㈱代表取締役社長 平成25年７月　日本配合飼料㈱執行役員 平成26年10月　当社上席執行役員 平成29年４月　当社常務執行役員 平成29年６月　当社取締役常務執行役員経営企画部長 現在に至る	3,549株
	[取締役候補者とした理由] 鈴木庸夫氏は、三井物産㈱に入社後、主に飼料・穀物部門に携わった経験と食品を製造する会社で代表取締役を務めた実績から飼料・食品業界に精通しており、当社経営企画部門の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5 ※	荒木田幸浩（あらきだゆきひろ） 昭和36年10月10日生	昭和59年４月　協同飼料㈱入社 平成20年４月　同社関西支店長 平成22年４月　同社執行役員 平成26年10月　当社執行役員 平成29年４月　当社上席執行役員 平成30年４月　当社上席執行役員食品事業本部長 現在に至る	10,114株
	[取締役候補者とした理由] 荒木田幸浩氏は、主に営業部門に携わり、協同飼料㈱における飼料事業の営業統括及び当社経営企画部門の経験を踏まえた畜水産業界に関する幅広い知識を有しており、当社食品事業の強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

番号	氏　名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	岡田康彦（おかだやすひこ） 昭和18年6月1日生	昭和41年 4月　大蔵省入省 平成 5年 7月　同省大臣官房金融検査部長 平成 6年 7月　東京国税局長 平成 7年 5月　証券取引等監視委員会事務局長 平成11年 7月　環境事務次官 平成15年 6月　社団法人全国労働金庫協会理事長 平成24年 1月　弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所代表社員 平成24年 6月　協同飼料㈱社外取締役 平成26年10月　当社社外取締役　現在に至る 重要な兼職の状況　弁護士法人北浜法律事務所代表社員 国際石油開発帝石㈱社外取締役	―株
	［社外取締役候補者とした理由］ 岡田康彦氏は、東京国税局や証券取引等監視委員会において培った金融商品取引法等の専門知識やその経験に基づき、当社経営に対し適切な助言・監督等を行っております。また、弁護士として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		
7	石塚章夫（いしづかあきお） 昭和18年10月30日生	平成13年12月　福岡高等裁判所部総括判事 平成16年12月　新潟家庭裁判所所長 平成19年 4月　獨協大学法科大学院非常勤講師 平成19年 7月　埼玉弁護士会弁護士登録 平成20年 4月　獨協大学法科大学院客員教授 平成23年 6月　日本配合飼料㈱社外監査役 平成27年 4月　獨協大学法科大学院非常勤講師 平成27年 6月　当社社外取締役　現在に至る 重要な兼職の状況　中浦和法律事務所代表弁護士	―株
	［社外取締役候補者とした理由］ 石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし、当社経営に対し適切な助言・監督等を行っております。また、弁護士として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

番号	氏　名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	名古屋（なごや）　裕（ゆたか） 昭和39年９月21日生	昭和62年４月　三井物産㈱入社 平成19年４月　同社穀物油脂部穀物室長 平成21年４月　同社人事総務部人事企画室兼食料・リテール業務部人事総務室長 平成25年６月　United Grain Corporation Director & Executive Vice President 平成27年10月　三井物産㈱食糧本部長補佐 平成28年４月　同社食料本部長補佐 平成29年６月　当社社外取締役　現在に至る 重要な兼職の状況　三井物産㈱食料本部長補佐 United Grain Corporation Chairman of the Board	―株
	［社外取締役候補者とした理由］ 名古屋裕氏は、三井物産㈱において主に携わった穀物・食料事業に対する知見に加え、海外法人の代表及び人事総務での管理業務の経験を活かして、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 所有する当社の株式数は平成30年３月31日現在の所有状況に基づき記載しております。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 岡田康彦氏、石塚章夫氏及び名古屋裕氏は、社外取締役候補者であります。

4. 岡田康彦及び石塚章夫の両氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と両氏の間に顧問契約等の取引関係はありません。

5. 名古屋裕氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産㈱の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。

6. 当社と岡田康彦、石塚章夫及び名古屋裕の各氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
① 会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

7. 岡田康彦氏は平成26年10月１日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって３年８ヶ月であります。石塚章夫氏は平成27年６月26日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって３年であります。名古屋裕氏は平成29年６月29日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役臼杵静雄、熊谷和彦及び椿　勲の各氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

番号	氏　名 生年月日	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	齋藤俊史（さいとうしゅんじ） 昭和32年12月６日生	昭和56年４月　日本配合飼料㈱入社 平成16年１月　同社北九州支社営業部長 平成21年４月　同社執行役員 平成22年６月　同社取締役 平成24年１月　同社常務取締役 平成26年９月　同社専務取締役、生産事業本部長 平成26年10月　当社取締役専務執行役員 平成27年10月　当社取締役専務執行役員食品事業本部長 平成30年４月　当社取締役（特命事項担当）　現在に至る	61,672株
	［監査役候補者とした理由］ 齋藤俊史氏は、当社食品事業本部長を務め、日本配合飼料㈱においても営業部門、生産部門を統括するなど、当社事業及び飼料畜水産業界に関して幅広い経験と見識を有しております。 今後は、当社事業に対する横断的な視点でこれらの経験と見識を有効に活かすことが期待できることから、監査役候補者といたしました。		
2	椿（つばき）　勲（いさお） 昭和23年１月25日生	昭和53年９月　公認会計士登録 椿公認会計士事務所登録、同代表 昭和61年９月　監査法人サンワ事務所社員 昭和61年10月　合併によりサンワ・等松青木監査法人（現：有限責任監査法人トーマツ）社員 平成５年５月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成10年２月　税理士登録 平成11年６月　㈱椿総合経営研究所設立、同社代表取締役 平成18年６月　日本配合飼料㈱社外監査役 平成26年10月　当社社外監査役　現在に至る 重要な兼職の状況　㈱椿総合経営研究所代表取締役 ㈱キタムラ監査役	―株
	［社外監査役候補者とした理由］ 椿　勲氏は公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 所有する当社の株式数は平成30年３月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 椿　勲氏は、社外監査役候補者であります。
4. 椿　勲氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、当社と同氏の間に顧問契約等の取引関係はありません。
5. 当社と椿　勲氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、齋藤俊史氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
① 会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
6. 椿　勲氏は平成26年10月１日に当社社外監査役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって３年８ヶ月であります。また、同氏は過去に当社の子会社であった日本配合飼料㈱の社外監査役でありました。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案が可決された場合、当社の監査役は社外監査役を含め３名となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における補欠監査役の選任の効力は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 生年月日	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
後藤（ごとう）敬三（けいぞう） 昭和25年７月14日生	昭和48年４月　大蔵省入省 平成10年７月　関東信越国税不服審判所長 平成10年８月　仙台国税局長 平成11年７月　名古屋国税局長 平成12年６月　大臣官房審議官 平成13年７月　国税不服審判所次長 平成14年７月　放送大学学園理事 平成17年６月　日本貨物鉄道㈱常勤監査役 平成20年７月　一般社団法人金融先物取引業協会専務理事 平成26年４月　立教大学経済学部特任教授　現在に至る 重要な兼職の状況　立教大学経済学部特任教授	―株

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

後藤敬三氏は国税局における業務経験に加え、立教大学経済学部の特任教授を務められていることなどから金融・経済等に関する専門知識を有しております。また、日本貨物鉄道㈱の常勤監査役として培われた経験を活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としました。

なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(注) 1. 所有する当社の株式数は平成30年３月31日現在の所有状況に基づき記載しております。

2. 後藤敬三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 後藤敬三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

4. 後藤敬三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。

5. 後藤敬三氏が社外監査役に就任した場合、当社と同氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
   なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
   ①　会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
   ②　上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

第６号議案　取締役に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、「基本報酬」並びに「業績連動金銭報酬」により構成されておりますが、本議案は、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する「株式報酬」制度（以下、本制度といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであり、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、従来どおり「基本報酬」のみとし、本制度の対象とはいたしません。

本制度は、当社の取締役を対象に、株主の皆様と将来に向け株価に関するメリットやリスクを共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成27年６月26日開催の当社第１期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内。うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠で、新たに本制度に基づく株式報酬を平成31年３月末日で終了する事業年度から平成33（2021）年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、対象期間といいます。）の間に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第３号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり可決されますと、本総会終結時点において、本制度の対象となる取締役の員数は５名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、本信託といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める「株式交付規程」に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式又は当社株式の時価に相当する金銭（当社株式とあわせて、以下、当社株式等といいます。）が本信託を通じて交付されます。

なお、当社取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定であります。

① 本制度の対象者となる取締役	当社取締役（社外取締役を除きます。）
② 当初信託期間	約３年間
③ ②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金90百万円

④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法又は自己株式の処分による方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	１事業年度あたり200,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に対する当社株式等の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、合計金90百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、３年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した本信託の期間の年数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与及び当社株式等の交付を継続します。

ただし、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式等の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり200,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式等の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(参考)

本制度の骨子につきましては、平成30年５月22日付「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

株主総会会場ご案内図

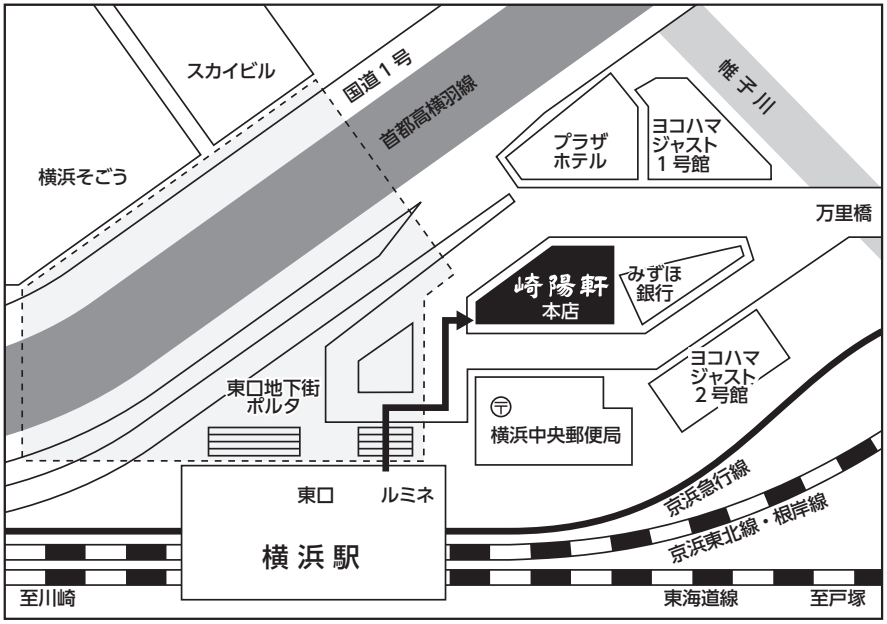

横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店４階

交通機関／ＪＲ線、京浜急行線、東急東横線、横浜市営地下鉄線
横浜駅東口　徒歩１分

※株主総会へご出席の株主様へのおみやげのご用意はございません。
予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK